

公益社団法人空気調和・衛生工学会
会員規程
平成 23 年 5 月 17 日 制定

(目的)

第1条 本規程は、定款第12条第4項の事項およびその使途について定めるものとする。

(入会の基準)

第2条 会員になろうとする者は、定款第3条に定める目的に賛同し、定款第7条に従い入会金および会費を添えて、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 正会員、学生会員になろうとする者は正会員1名の紹介を必要とする。正会員の紹介者がないときは、理事会の承認を受けて会員・情報理事が紹介者となることができる。

(会費)

第3条 会員になろうとする者は次の入会金および会費を納入する。

2 正会員ならびに学生会員の入会金は1,000円とする。
3 正会員の会費は年額10,800円、学生会員の会費は年額6,000円とする。

(賛助会員会費)

第4条 賛助会員になろうとする者は次の入会金および会費を納入する。

2 入会金は5,000円とする。
3 会費は1口45,000円とし、次の級種に応じた年額とする。

賛助会員	特級	年額	5 口以上	225,000 円以上
賛助会員	一級	年額	4 口	180,000 円
賛助会員	二級	年額	3 口	135,000 円
賛助会員	三級	年額	2 口	90,000 円
賛助会員	四級	年額	1 口	45,000 円

(臨時会費)

第5条 特別な事業遂行に要する費用の一部に充てるため、会員から会費のほかに臨時会費を徴収することができる。ただし、臨時会費の額は会費の年額を超えてはならない。臨時会費の具体的徴収金額、徴収時期及び方法等については、理事会の議決によりこれを定める。

(会費の納入)

第6条 会費の納入並びに会費滞納に対する催告等の手続きは、理事会にて別に定める規程による。

(会費の使途)

第7条 入会金ならびに会費およびそれに準じて徴収した額の50%以上を当該年度の公益目的事

業に使用する。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て通常総会の承認を得る。

附則

1 本規程は、平成23年5月17日の特例民法法人（社団法人）空気調和・衛生工学会の第84期第7回理事会において制定し、平成23年5月17日の通常総会の承認を得て、公益社団法人空気調和・衛生工学会の設立登記を以って同日より施行する。